

# 堀坂 1 号橋・堀坂 2 号橋橋梁集約化に伴う測量・地質調査・設計業務委託

## 特記仕様書

### (適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「堀坂 1 号橋・堀坂 2 号橋橋梁集約化に伴う測量・地質調査・設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### (業務目的)

第2条 本業務は、令和 3 年 7 月 3 日の記録的な豪雨により発生した土石流により流出した堀坂 1 号橋及び堀坂 2 号橋を 1 橋に集約し、箱型函渠にて架け替えるための測量、地質、設計業務を行うことを目的とする。

### (業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、委託者が管理していた堀坂 1・2 号橋周辺を対象とする。

### (適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

#### (1) 热海市業務委託共通仕様書

(2) 道路構造令の解説と運用 令和 3 年 4 月 日本道路協会

#### (3) 道路土工

- ・道路土工要綱 平成 21 年 7 月 日本道路協会
- ・道路土工構造物技術基準 平成 29 年 3 月 日本道路協会
- ・道路土工-カルバート工指針（平成 21 年度版） 平成 22 年 4 月 日本道路協会
- ・道路土工-擁壁工指針（平成 24 年度版） 平成 24 年 9 月 日本道路協会
- ・道路土工-仮設構造物指針 平成 11 年 3 月 日本道路協会

#### (4) その他 関連基準

- ・道路橋示方書・同解説 平成 29 年 11 月 日本道路協会
- ・コンクリート橋設計便覧 平成 6 年 2 月 日本道路協会
- ・道路設計要領 平成 26 年 3 月 国土交通省 中部地方整備局 道路部
- ・静岡県橋梁設計要領 令和 3 年 10 月 静岡県交通基盤部道路局
- ・令和 5 年度 土木工事数量算出要領 令和 5 年 4 月 国土交通省

## (業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

### 1. 測量業務

業務概要は以下のとおりとする。

- |          |       |                      |
|----------|-------|----------------------|
| (1) 現地測量 | 1/500 | 0.001km <sup>2</sup> |
| (2) 路線測量 |       | 0.05km               |
- 中心線測量（20m 間隔）、仮 BM 設置測量、縦断測量、横断測量（20m 間隔、幅 45m 未満）

### 2. 設計業務

#### (1) 予備概略検討

予備概略検討は、現地踏査及び測量調査、地質調査結果に基づき堀坂 1・2 号橋の架け替え位置及び形式について比較検討を行う。

#### (2) 箱型函渠詳細設計

詳細設計は、予備概略検討で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備概略検討で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

##### ア 設計計画

業務の目的、主旨を把握した上で関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

##### イ 現地踏査

設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

##### ウ 設計条件の確認

設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行う。

##### エ 設計計算

予備概略検討で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。

##### オ 設計図

設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成する。

##### カ 数量計算

共通仕様書第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

##### キ 照査

基本的な条件決定に伴う、施工条件、設計方針、設計手法及び設計計算、設計

図、数量計算等の適切性及び整合性等について照査を行う。

ク 報告書作成

業務成果として作成した資料や記録等のとりまとめを行い、報告書を作成する。

(3) 施工計画

構造物の規模、道路の交差条件、河川の渡川条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。

(4) 関係機関との協議資料作成

工事の実施に当たり、関係機関との河川協議のために必要となる資料を作成する。

なお、河川占用書類の作成を含むものとする。

(5) 設計協議

委託者との協議は、4回（中間2回）以上とし、着手時と成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。また、関係機関との協議は1機関1回とする。

### 3. 地質調査業務

業務概要は以下のとおりとする。

(1) 地質調査

ア ボーリング調査 (2本) 20.0m (10.0m×2本)

　　礫混じり土砂 : 10.0m (66mm)

　　玉石混じり土砂 : 10.0m (66mm)

イ 標準貫入試験 20.0回

　　礫混じり土砂 : 10.0回

　　玉石混じり土砂 : 10.0回

ウ 報告書作成 1.0式

資料整理とりまとめ、断面図等の作成、電子成果品作成費、地盤情報データベース検定費 (2本)

※調査・試験時において以下の場合は監督員に速やかに報告し、その指示を受けることとする。

- ・想定地盤と著しく異なった場合や現場諸条件の特異性により掘進が困難な場合
- ・予定深度に達しても数m以上にわたる想定支持地盤が確認できない場合
- ・予定深度に達していないが、数m以上にわたる支持地盤が確認できた場合
- ・その他、目的が達成できないと判断した場合

(2) 解析等調査

ア 報告書作成 1.0式

資料整理とりまとめ、断面図等の作成、既存資料の収集・現地調査、総合解析とりまとめ

(主任技術者)

第6条 管理技術者は、共通仕様書の定める技術士（総合技術管理部門（建設－鋼構造

及びコンクリート) または建設部門(鋼構造及びコンクリート)) あるいはRCCM(鋼構造及びコンクリート部門) の資格保有者とする。

(照査技術者の配置及び資格)

第7条 本業務の実施にあたっては、共通仕様書第1108条1項に規定する照査技術者を配置しなければならない。なお、条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、建設コンサルタント登録規定第3条一口の認定基準によるものとする。

2 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

(成果品)

第8条 成果品は、次に示すとおりとする。 热海市觀光建設部都市整備課とする。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 報告書            | 2部 |
| (2) 電子データ(CD-R)    | 1部 |
| (3) その他、監督員の指示するもの | 1式 |

(疑義)

第9条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。